

(生企)第46号

平成20年10月14日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	J 0 1 0 0
保存期間	3 0 年
廃棄年月日	平成50年10月14日
担当係	保安係

三重県警察本部長

国又は県に帰属した銃砲刀剣類等の処理要領について(例規通達)

対号 国または県に帰属した銃砲刀剣類等の処理
要領について(例規通達・昭和43年3月
29日(防)第12号)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第24条の2の規定による一時保管若しくは同法第25条の規定による仮領置又は拾得届出、任意提出、没収等に係るもので国又は県に帰属した銃砲刀剣類等の処理については、従来、対号通達により行ってきたところであるが、関係法令である遺失物法(法律第73号)の全面改正に伴い、国又は県に帰属した銃砲刀剣類等の処理要領を改正することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

別 添

国又は県に帰属した銃砲刀剣類等の処理要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第24条の2の規定による一時保管若しくは法第25条の規定による仮領置又は拾得届出、任意提出、没収等に係るもので、国又は県に帰属した銃砲刀剣類等についての警察署における処理の基準を定めるものである。

第2 処理対象

この要領による処理対象は、次に掲げる物件とする。

- 1 法第24条の2第10項の規定による一時保管に係るもので国又は県に帰属した銃砲刀剣類等
- 2 法第25条第5項の規定による仮領置に係るもので国に帰属した銃砲又は刀剣類
- 3 拾得の届出に係るもので県に帰属した銃砲又は刀剣類
- 4 任意提出により県に帰属した銃砲又は刀剣類
- 5 没収その他の原因により国に帰属し、検察官又は裁判所から引渡しのあったけん銃

第3 処理方法

- 1 一時保管又は仮領置に係るもので国に帰属した銃砲刀剣類等
 - (1) 法第24条の2第10項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第10条の規定により国に帰属した一時保管に係る銃砲刀剣類等は、その都度、銃砲刀剣类等送付書（別記様式第1号。以下「送付書」という。）とともに速やかに現品を生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）へ送付すること。
 - (2) 法第25条第5項の規定により国に帰属した仮領置に係る銃砲又は刀剣類についても、前記(1)に準じて処理すること。
- 2 一時保管に係るもので県に帰属した銃砲刀剣類等
法第24条の2第10項及び令第10条の規定により県に帰属した一時保管に係る銃砲刀剣類等は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」という。）の規定による保管転換の手続を経た上、その都度、送付書とともに速やかに現品を生活安全企画課へ送付すること。
- 3 拾得の届出に係るもので県に帰属した銃砲又は刀剣類
拾得の届出に係る銃砲又は刀剣類が、遺失物法第35条第1項第1号括弧書及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第10条第1号及び第2号の規定に該当し、所持可能なものであるが、拾得者において所持することを希望しないときは、遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年三重県警察本部訓令第17号。以下「訓令」という。）に定める所定の措置を経て法定期間内に遺失者が判明しないものにつき、法定期間経過後、訓令に定める所

定の措置をとった上、送付書とともに現品を生活安全企画課へ送付すること。

4 任意提出により県に帰属した銃砲又は刀剣類

所有権を放棄した上、任意に提出された銃砲又は刀剣類は、銃砲刀剣類任意提出書（別記様式第2号）とともに受理し、会計規則の規定による保管転換の手続を経た上、送付書とともに現品を生活安全企画課へ送付すること。

5 検察官又は裁判所から引渡しのあったけん銃

没収その他の原因により国に帰属したけん銃を検察官又は裁判所から引渡しを受けたときは、その都度、速やかに検察官又は裁判所からの引継書類とともに現品を生活安全企画課へ送付すること。

別記様式第2号

銃 砲 刀 剣 類 任 意 提 出 書

平成 年 月 日

警 察 署 長 殿

住 所

氏 名



銃 砲
下記のとおり を任意に提出します。
刀剣類

なお、提出物件の所有権は放棄しますから適当に処分して下さい。

記

1 提出物件

種 類	型	銃 番 号	銃身長(刃渡り)	口 径
			センチ	ミリ
			センチ	ミリ
			センチ	ミリ

2 提出理由